災害時における物資供給に関する協定

山陽小野田市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（１）山陽小野田市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）山陽小野田市以外の災害救助のため、国、関係都道府県等から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は特にあっせんを行う必要があると認められるとき。

（協力）

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（１）供給要請対象物資一覧（別紙１）に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第２条の規定による要請は、救援物資供給要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

２　前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、次条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第６条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第７条　物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第８条　乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

３　甲は、前項の規定による職員の派遣を山陽小野田市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

４　乙は、運搬終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第９条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払）

第１０条　乙は、第８条第２項の引渡し後に、物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下

同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第１１条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課とし、乙においては総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第１２条　甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年４月１日現在の事務担当者名簿（別紙２）を作成し、相互に交換するものとする。

２　前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第１３条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第１４条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、双方が記名、押印をして、各自その１通を所持する。

平成３０年　１月　２２日

甲　山陽小野田市
　　山陽小野田市長　　藤　田　　剛　二

乙　福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目６番１号
　　株式会社ナフコ
　　代表取締役　　　　石　田　　卓　巳